**中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書**

別表六(十)　令六・四・一以後終了事業年度分

事業年度

| | | | |
|---|---|---|---|
| 試験研究費の額 | 1 | | 円 |
| 控除対象　同上のうち特別試験研究費以外の額 | 2 | | |
| 算　(5) | | | |
| 試験研究費割合の計算　平均売上金額（別表六(十一)「10」） | 8 | | 円 |
| 試 | | | |
| 税額控除割合の計算　割 | | | |
| (0.12 又は( | | | |
| (9) ＞ | | | |
| 税 | | | |
| (小数点以下３位未満切捨て)(0.17を超える場合は0.17) | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中小 | | | |
| 調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」） | 14 | | |
| 事業年度の場合　(7) ＞ 12 ％ の 場 合 | 15 | 0.35 | |
| (9) ＞ 10％の場合の特例加算割合 $\left((9) - \frac{10}{100}\right) \times 2$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1） | 16 | | |
| の計算　当期税額基準額 ((14) ＋ (別表六(十三)「9」)) × ((15)、(0.25 ＋ (16)) 又は 0.25) | 17 | | 円 |

【No.49】通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(十)付表を作成・添付していますか（自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。）。

【No.45】１欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
(1)　棚卸資産
(2)　固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
(3)　繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.51】 通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。
(1)　中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(十)、同付表）
(2)　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六（十五））
(3)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六（二十））
(4)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六（二十三））
(5)　中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六（二十四））
(6)　生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（税額控除割合）（別表六(二十六)）